

IGC コード改正に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編
鋼船規則検査要領 N 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IGC コードの改正が、2006 年末に開催された第 82 回海上安全委員会 (MSC82) において採択された。本改正は 2000 年に行われた SOLAS 条約第 II-2 章の大改正に対応するもので、IGC コードの中で SOLAS 条約を参照する規定、特に防火及び消火に関する規定を中心に、SOLAS 条約との整合を図るものである。本改正は、2008 年 7 月 1 日以降に建造される液化ガスばら積船に適用されることになっている。

今般、SOLAS 条約第 II-2 章の大改正に対応した IGC コードの改正に基づき、関連規定を改めた。併せて、IGC コードに関連する IACS 統一解釈に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) タンカーの貨物ポンプ室に対する保護要件を適用する必要がない旨明記した。
- (2) 非常脱出用呼吸具要件の適用を総トン数 500 トン以上の船舶とする旨明記した。
- (3) 消火栓の配置を R 編に規定する消火ホースの長さに対応するよう改めた。
- (4) 規則 19 章の最低要件一覧へ新規貨物を加えた。
- (5) 内底板にサクシオンウェルがない場合の貨物タンクサンプと内底板の距離に関する規定を加えた。(IACS 統一解釈 GC6)
- (6) 独立型タンクタイプ C に比重 1 を超える貨物を積載する場合のタンクの強度基準を加えた。(IACS 統一解釈 GC7)
- (7) 独立型タンクタイプ C の支持構造近傍の補強構造に対する強度基準を加えた。(IACS 統一解釈 GC8)
- (8) 貨物圧力制御として用いる LNG 再液化装置の予備装置の規定を加えた。(IACS 統一解釈 GC10)
- (9) インタバリアスペース圧力逃し装置の容量を規定する。独立型タンクタイプ A において、圧力逃し装置の容量を算出する式を規定した。(IACS 統一解釈 GC9)
- (10) 貨物タンクの液面指示装置に対する保守規定を明記した。(IACS 統一解釈 GC2)